

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成26年11月7日
【四半期会計期間】	第17期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社トランスジェニック
【英訳名】	TRANS GENIC INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福永 健司

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【事業の内容】

C R O (Contract Research Organization 医薬品開発業務受託機関) 事業

平成26年4月に当社C R O事業を子会社である株式会社新薬リサーチセンターへ事業譲渡し、営業体制の強化を図ってまいりましたが、期首繰越受注残高が前年同期よりも少なかったこと及びその内訳について納期が下半期以降となるものが前期より多かったため、当第2四半期連結累計期間における売上高は200,488千円（前年同期241,265千円）と減収になりました。一方、営業損失につきましては事業運営効率化により52,529千円（前年同期は営業損失59,874千円）と小幅ながら改善となりました。

E05317)

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,630,100
計	43,630,100

【発行済株式】

--	--

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣E05317）

【注記事項】

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直し

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1 株式交換による完全子会社化

(1) 企業結合の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ジェネティックラボ(以下、「ジェネティックラボ」という。)
E05317)

E05317)
